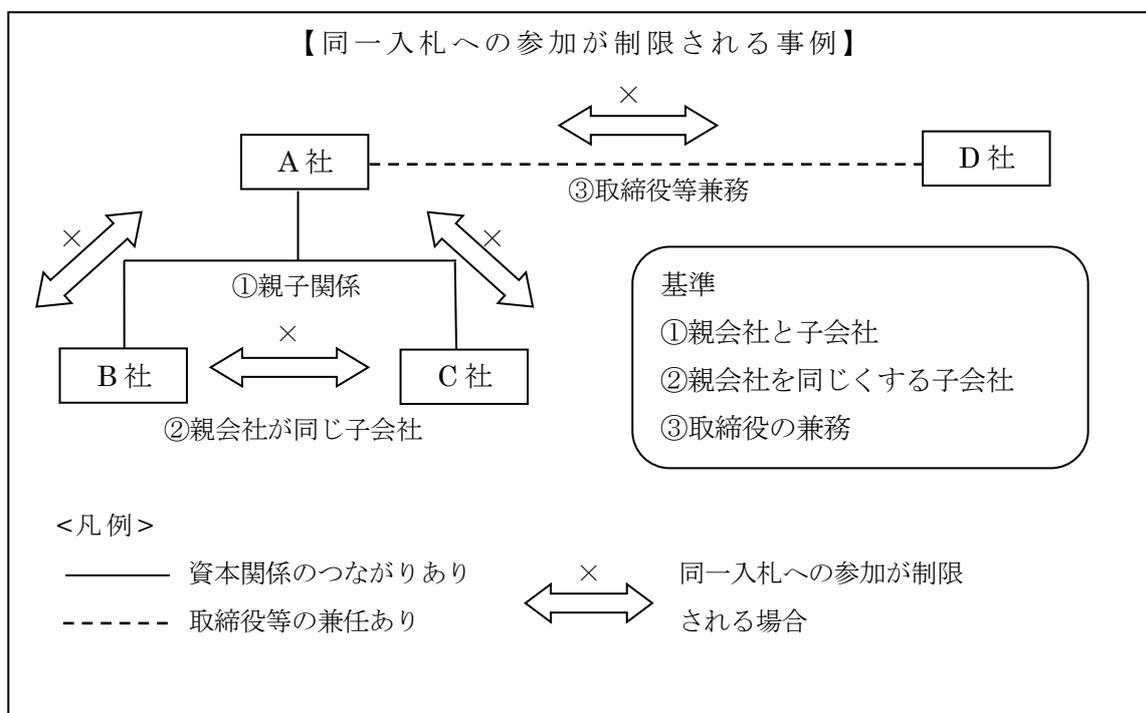


(別紙)

特定関係にある資格者同士の入札参加に関する事例



**【資本関係（子会社と見なされる場合）】**

- ① 親会社の子会社の直接過半数の議決権を有している場合
- ② ある会社とその子会社があわせて過半数の議決権を有している場合
- ③ ある会社とその子会社が別の会社の議決権の過半数を所有している場合

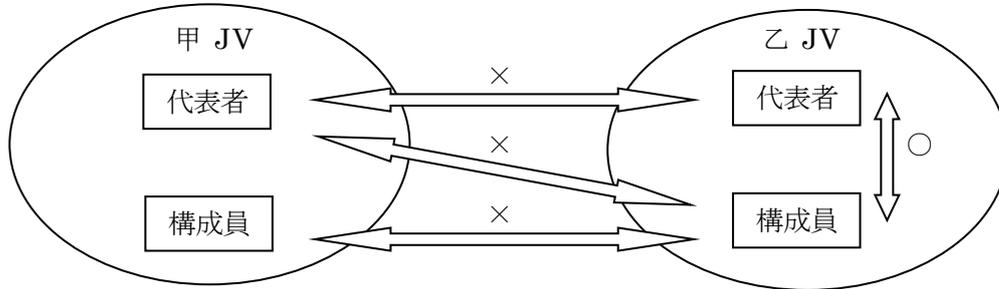
※上記は、代表的な例を示しています。

**【人的関係（役員重複等）】**

- ① 会社の代表権を有する取締役（代表取締役）
  - ② 取締役（社外取締役及び指名委員会等設置会社の取締役を除く）
  - ③ 会社更生法第 67 条第 1 項又は民事再生法第 64 条第 2 項の規定により選任された管財人
  - ④ 指名委員会等設置会社における執行役又は代表執行役
- ※ 「取締役」には、非常勤取締役も含まれます。
- ※ 「監査役」、「執行役員」等は該当しません。

【共同企業体の場合】

特定関係にある資格者同士のJVにおける取扱



<凡例> ○制限しない ×制限する